

「図書館の基礎」図書館基礎講座 2024

高柳有理子（公共図書館員）
（日本図書館協会認定司書第 1111 号）

お願い：声質のため、聞き取りにくいのではないかと懸念しております
音量を上げて聞いてくださっている場合、終了後に他のものを聞く時には、音量にご注意ください

【前半】

図書館とは、なにであるか？

- ・利用者はそれぞれの目的で図書館を使っています。
- ・移動の困難や様々な事情で、他の地域にある図書館を利用できない人々にとって、ここの図書館が唯一の図書館であるということは気にとめておく必要があります。

1. 図書館を成り立たせているもの（根拠や定義）を確認しましょう。

「図書館の仕事」といえば、なにを思い浮かべますか？

- ・日常的な図書館サービス

例）本の貸出、資料の提供、資料の提供、郷土資料の収集

例示は少ないです。他に何を考えられますか？

- ・レファレンスサービス、児童サービス等の各種サービス→司書講習では、概要を学んだに過ぎません。実践を積み重ねながら、仕事を通して、理論等を深めていきます。意識してやってみてください。

あなたが利用する図書館、あなたが働く図書館では、どうなっていますか？

- ・収集方針
- ・除籍基準
- ・図書館設置条例
- ・図書館の管理・運営に関する規則
- ・図書館サービス計画
- ・地方自治体の総合計画 → あなたが住む自治体、あなたが働く自治体の計画を確認してください

2. 図書館を定義するもの

詳細は、それぞれの全文を確認してみてください。

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm

- ・IFLA-UNESCO 公共図書館宣言 2022 年 （日本図書館協会 HP へのリンク）

- ・図書館学の五法則（S.R. ランガナタン）森耕一監訳『図書館学の五法則』日本図書館協会 1981 より引用
第 1 法則：図書は利用するためのものである - Books are for use.

第2法則：いずれの読者にもすべて、その人の図書を - Every reader his or her book.

第3法則：いずれの図書にもすべて、その読者を - Every book its reader.

第4法則：図書館利用者の時間を節約せよ - Save the time of the reader.

第5法則：図書館は成長する有機体である - A library is a growing organism.

- ・図書館の自由に関する宣言 日本図書館協会

<https://www.jla.or.jp/ibrary/gudeline/tabid/232/default.aspx>

★講義“図書館の自由”で詳しく話されています。ご視聴ください

- ・図書館員の倫理綱領 日本図書館協会

<https://www.jla.or.jp/ibrary/gudekine/tabid/233/Default.aspx>

法律

それぞれの条文を確認しておいてください。

リンクはe-govの検索結果です。

各法律の中で「図書館」の役割は、どのように定義されていますか。

- ・図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）<https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000118>

- ・社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000207>

図書館は社会教育のための施設

- ・教育基本法（平成十八年法律第百二十号 昭和二十二年法律第二十五号の全部を改正）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/418AC0000000120/>

『図書館情報学基礎資料』第5版 今まど子・小山憲司／編著 樹村房 2024年
ISBN：978-4-88367-386-5

鍵水三千男 解説文執筆 p12 [教育基本法 解説] より抜粋して引用

「日本国憲法が示している「基本的人権の尊重」「平和主義」「主権在民」の理念を実現するためには「根本において教育の力に待つべきである」との方針に基づいて制定」「社会教育を担うべき社会教育施設として図書館が掲げられ、その充実整備は国及び地方公共団体の責務」

「社会教育の必要性、ひいては図書館の重要性の認識は変わることがなく、国及び地方公共団体は、図書館等の施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならない」

「憲法の理念を、社会教育法を経て図書館法に繋ぐ重要な役割を負っている」

- ・日本国憲法（昭和二十一年憲法）<https://laws.e-gov.go.jp/law/321CONSTITUTION>

『図書館情報学基礎資料』第5版 今まど子・小山憲司／編著 樹村房 2024年
ISBN：978-4-88367-386-5

鍵水三千男 解説文執筆 p9 [日本国憲法 解説] より

「憲法に「図書館」の文字は明記されていないが、人権に関する憲法の規定は図書館に大きな関係があると考えられる」

図書館法<社会教育法<教育基本法<日本国憲法
基本的人権に図書館は大きく関与しています

- ・ 国立国会図書館法 （昭和二十三年法律第五号） <https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC1000000005>
真理が我らを自由にする
 - ・ 学校図書館法 （昭和二十八年法律第百八十五号） <https://laws.e-gov.go.jp/law/328AC1000000185>
学校には、学校図書館を設けなければならない
司書教諭をおかなければならない
学校司書を置くよう努めなければならない
 - ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律 （平成十三年法律第百五十四号） ※議員立法
<https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC1000000154>
 - ・ 文字・活字文化振興法 （平成十七年法律第九十一号）※議員立法
<https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC1000000091>
 - ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 （令和元年法律第四十九号）
（読書バリアフリー法）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/501AC0100000049>
- ★講義「現代の図書館の動向」で読書バリアフリーをとりあげています。ご視聴ください

著作権法

図書館は「著作物」を扱います。

（法律の専門家ではないとはいえ）図書館司書として知っておかなければならないことが、多くあります。著作権と図書館サービスとのほごまで、どう対応するのかがわからないことが出てきたら、まずは自分たちの図書館で話し合いながら考えることが大切です。その後に都道府県立図書館に相談し、それでもわからなければ日本図書館協会に相談することもできます。

文化庁 著作権 Q&A ～おしえてぶんちゃん～

https://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken_qa/

キーワード「図書館」で検索してみてください。

『図書館員が知りたい著作権 80 門』日本図書館協会著作権委員会／著 日本図書館協会 2024 年
ISBN：978-4-8204-2405-5

著作権法は、資料の複写に直結します。

日常業務＝カウンター対応で必要なことは、確認しておきたいところです。

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048>

- ・第31条 図書館等における複製等
- ・第37条 視覚障害者等のための複製等
- ・第37条の2 聴覚障害者等のための複製等
- ・第38条 営利を目的としない上演等

著作権法第31条の運用に関するガイドライン

<https://www.jla.or.jp/ibrary/gudeline/tabid/239/Default.aspx>（日本図書館協会 HP へのリンク）

→複写に対する基準（日本図書館協会 HP へのリンク）

1. [図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書の複製に関するガイドライン](#)
2. [複製物の写り込みに関するガイドライン](#)
補足する形で [ガイドラインのQ&A](#)

【後半】

図書館に必要なものは、なにでしょうか？

（個人的な思いも含めて話しております。レジュメの方には少しだけ詳しく書かせていただきました）

図書館で働き始める人、他部署から異動してきた人に、私が薦めたいと思う図書館関連の本（3冊）

- ①『新編 図書館員への招待（補訂版）』塩見昇／木下みゆき編著 教育史料出版会 2022年

ISBN:978-4-87652-551-5

図書館・図書館員について、広域にわたり紹介しています

- ②『司書のお仕事』大橋崇行／著 小曾川真貴／監修 勉誠出版 2018年

ISBN:978-4-585-20061-1

現役図書館員の監修による現実的なストーリー展開の中で、司書の仕事伝えてくれています

※続編もあります『司書のお仕事2』大橋崇行／著 小曾川真貴／監修 勉誠出版 2020年

ISBN:978-4-585-20075-8

- ③『行政マンとして図書館員が忘れてのこと』内野安彦／編著樹村房 2022年

ISBN:978-4-88367-357-5

図書館は、自治体が責任をもって運営し住民に供するもの。行政職員・司書とも、ご一読ください

他にも図書館や書店の棚で、気になった図書館の本を手にとってみてください。

分野も著者も、たくさんあります。現役図書館員にも本を書いている人がいます。

司書課程・図書館学のテキスト（教科書）は、業務上で知りたいことがあった場合にレファレンスブックのような使い方もできます。

○図書館を構成するもの 資料・施設・職員

身近にある図書館、見学する図書館は、どんな雰囲気でしょうか。

①図書館の規則や安全対策、とりわけ利用者のプライバシー保護について十分な理解をもってもらうこと

- ②業務内容については、図書館側から十分な説明を行ない、必要とされる専門的な技能については事前の訓練や研修の機会を用意すること
- ③単調で部分的な仕事のみをそのつど指示するのではなく、ある程度の責任と裁量の自由をもった一貫した仕事を願うこと
- ④図書館の他の職員との連携を密にして人間関係の円滑化をはかること、です」

これらは、非正規雇用者に限らず、図書館職員全員に最低限必要なことだと思います。

これから先は、個人的な思いです（話したことをレジュメでまとめ直し、補足させていただいています）

図書館を構築しているものは様々あります。変えられるもの、変えてはいけないものについて考えてみたら、図書館の基本にあるものは変えてはいけないと私は思います。第一に基本的人権を守ること。図書館を支えてきた理念や法律にも、変わっていく項目はありますが図書館の役目を考えたら、変えてはいけないものがあります。

私が変わるべきだと思うのは、職員の雇用です。もちろん様々な働き方がありますが、それぞれが働きたい形で働けることが一番良いと思います。しかし、正規雇用の図書館員として働きたい人には、それが叶えられる環境がいま充分にあるでしょうか。

次の世代の図書館員へバトンを渡すということを考えてみます。今の図書館の雇用状況（非正規雇用が多数を占める）で、バトンを受け取りたいと思う人々・受け取ってくれる人々は……どうでしょうか。

資料、施設も次に繋いでいくことが必要です。先人たちの残してくれた資料を、次の代に渡していくためには「館」として、本を収集・保存するための機能や、残していける施設が必要です、

図書館を続けていくために、なにが必要でしょうか。

どのように「図書館」を伝えていしましょうか。

機会があったら、館内や館外の人々と話し合ってみては、いかがでしょうか。

聞いていただき、ありがとうございました。